

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

国民年金第1号被保険者は保険料を毎月納付する必要がありますが、失業などにより収入が減少し保険料の納付が困難な場合は、手続きを行うことで保険料の「免除」または「猶予」を受けられる場合があります。保険料を未納にしておくと、将来受け取る「老齢基礎年金」や、障がい・死亡といった不慮の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があるため、納付が困難な方は免除および納付猶予の申請を行ってください。

※学生の方は「学生納付特例制度」をご利用ください。(広報誌5月号に掲載)

保険料免除

対象者：本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の方、失業した方

免除額：全額、4分の3、半額、4分の1 の4種類

※全額ではなく一部免除の場合は減額した保険料を納付しなければ未納期間となるため、必ず納めてください。

保険料納付猶予

対象者：20歳～50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定以下の方

承認後：保険料の納付が猶予されます。

＜申請手続きについて＞

必要書類：免除・猶予申請書、個人番号または基礎年金番号のわかるもの

退職(失業)による申請の場合は退職(失業)したことを確認できる書類

(雇用保険受給資格者証の写し、雇用保険被保険者離職票等の写しなど)

申請期間：令和3年度分の免除申請は令和3年7月1日からできます。

申請月から過去2年1か月分まで遡ることができ、令和3年7月に免除申請をした場合は、令和元年6月分の保険料から免除申請をすることができます。

※国民年金保険料の免除・納付猶予の年度は「7月から翌年6月まで」です。

※保険料をすでに納付している月は免除できません。

＜追納について＞

免除期間は全納時より将来受け取れる年金額が低額となるため、追納制度をご活用ください。

◇免除・納付猶予は10年以内であれば追納することが可能です。

◇免除・納付猶予を受けた年度から4年度以降に追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされるため、早めの追納をお勧めします。

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより免除申請が可能です。

対象者	1.令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方 2.令和2年2月以降の所得などの情報から見て当年中の所得見込額が全額免除相当や一部免除基準相当に該当する方
対象期間	令和2年2月分以降の保険料が対象となります。
必要書類	国民年金保険料免除・納付猶予申請書 所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話：5-1112 告知端末機：5-8812